

二〇二六年度

早稲田大学大学院文学研究科

入学試験問題

【修士課程】

専門科目

日本史学

コース

※解答は別紙(縦・横書)

「一」(古代)・「二」(中世)・「三」(近世)・「四」(近・現代)のうち、自分の専攻する時代の問題を選んで解答せよ。但し、複数の時代を選ぶことはできない。

問「二」(古代) 次のA・B二問に答えよ。但し、解答用紙に設問の記号・番号を明記すること。

A 次の史料を読んで問いに答えよ。

- (一) 常用漢字を用いて、引用関係がわかるように、全文を読み下せ。
- (二) 引用関係および傍線部の具体的な人名がわかるように、全文を現代語に訳せ。
- (三) 本史料に記されていることについて、知るところを述べよ。

秋七月甲申朔。正四位下栗田朝臣真人自唐國三。初三唐時。有人來問曰。何處使人。答曰。日本國使。我使反問曰。此是何州界。答曰。是大局楚州塩城縣界也。更問。先是大唐。今稱大局。國号緣何改稱。答曰。永淳二年。天皇太帝崩。皇太后登位。稱号聖神皇帝。國号更大局。問答畧了。唐人謂我使曰。亟聞海東有大倭國。謂之君子國。人民豊樂。禮義敦行。今看使人。儀容大淨。豈不信乎。語畢而去。

※WEB掲載に際し、左記のとおり出典を追記しております。

『新訂増補国史大系 続日本紀 前篇』、20頁、吉川弘文館

B 次の史料を読んで問いに答えよ。

- (一) 常用漢字を用いて、引用関係がわかるように、全文を読み下せ。
- (二) 引用関係がわかるように、全文を現代語に訳せ。
- (三) 本史料に記されていることについて、知るところを述べよ。

太政官符

・禁制國司任意造館裏

右太政官去四月廿六日下_レ五畿内諸國符傳。檢天平十年五月廿八日格傳。國司任意改造館舍。儻有_レ一人病死。諱惡不肯居住。自今以後。不得除_レ職。國面進上之外。輒擅移造。但隨壞修理耳者。而諸國之吏未_レ有_レ循行。或妄稱_レ崇答_レ避遷無定。或輒隨_レ情願_レ改造_レ旃繁。百姓勞擾莫不由_レ此。今被_レ右大臣宣傳_レ奉_レ勅。宜_レ更下_レ知令_レ慎將來。自今以後。國司之館附_レ官舍帳_レ每年令_レ進。隨破修理一依_レ先格。若有_レ廢其本館_レ更_レ營他處_レ及增_レ損屋宇_レ令_レ致民患_レ者。科_レ還勅罪_レ。官僚知而不_レ糾_レ並_レ與同罪。

弘仁五年六月廿三日

※WEB掲載に際し、左記のとおり出典を追記しております。

『新訂増補国史大系 類聚三代格 前篇』、302頁、吉川弘文館

問【二】(中世)次のA・B二問に答えよ。

A

- (1) 読み下し文を記せ。字体は現行通用しているものに改めること。
- (2) 史料中に見える「御内」とは何か。ここでの意味を簡潔に記せ。
- (3) 傍線部の意味について、関連する研究に触れながら説明せよ。
- (4) 史料中に「公方」の語が見える。中世の公方について、知るところを述べよ。

(北條貞時)
(花押)

有栖河清淨壽院雜掌申、當院領越前國山本庄・伊勢國原御
厨・河内國大窪庄事、

右、於有栖河殿遺跡者、一圓御内御相傳之上、當院領同被載
御讓之由、御狀分明也、而如同狀者、於堂領許者、有御許容
者、可被仰付可然人之由、就令申。給(北條時宗)
事、御承諾之間、相副彼御返事、被分讓孫子等之條、非無子
細之上、奉爲右大臣家御追善、以御領被寄御堂之時、武藏前
司入道殿令申成公方御寄進狀給之上、縱雖可爲御内御管領、
佛陀施入之地、輒難被取返之、御寄進狀又嚴重之間、爲寺領
可有御進止之處、忽被沒倒、被成人給、御堂荒廢之由、雜掌
所申、有其謂歟、然者、太政法印坊爲本主餘流、相傳寺務之
條、尤相叶法器歟、仍於件地者、爲御内御進止之地、可付御
堂也、但原御厨者、御方局^{今者死去}所領也、大窪庄者、被充行
在京人之後、其替無御拜領之間、當時無左右難被付寺家、仍
於件寺用者、以原御厨年貢、被充其足、不足分者、可被充西
國御領之年貢、其後充行替於當給人、可返付也、次山本庄事、
圓覺寺造畢以後、同可返付之狀、下知如件、

永仁六年十月十七日

二〇二六年度

早稲田大学大学院文学研究科

入学試験問題

【修士課程】

専門科目

日本史学コース

※解答は別紙(縦・横書)

B

(1) 左の史料①②の読み下し文を記せ。

(2) 左の史料①②の現代語訳を記せ。

(3) 左の史料①②を併せて解説せよ(字数は任意)。

①

代官与有申事、逃散致之由申候、毎度申事出来曲事無是非候、御帰城之上可被遂御裁許、御在陣中先罷帰耕作可致之、一步之所もあらし候者、百姓御成敗可被成候、早々罷帰当作二可打立旨、被仰出者也、仍如件、

戊
〔天正十四年〕

三月廿九日(北条氏照朱印)

一庵 奉之

品川

百姓中

②

改而百姓ニ御用捨之条々、

一、為無御印判向後伝馬立儀、努々不可有之候、申懸者有之付而者、時々刻々以目安可申上事、

一、増段錢之儀、御詫言申上候、御国法定リ候、先年御檢知無之郷々へ被懸候、檢知有之上者、年貢目之内より可出候、御檢知無之内者、百姓地之内より可出之事、

一、始御年貢諸役錢納所之時、千米之外被取申由申上候、代官ニ御糺明之处、努々無之由申上候、向後千米之外申懸ニ付而者、重而以書付可申上事、

一、号莚付、米斗之刻落敷候米、奉行取之由申上候、是又向後被停止候、百姓之物たるへき事、

一、御蔵錢借米之事、如御国法算用次第并才可致事、

一、代官人足召仕義、向後被停止候、若申懸儀有之付而者、時々刻々可有披露事、

一、帳はつれの畠、天王免ニ有之間、天王之祭致之由、石見守申上候、百姓者石見守虚妄之由申上之間、百姓ニ被付置候、猶御檢知之上、有糺明可有落着事、

以上

右、七ヶ条此度令落着畢、可存其旨由被仰出者也、仍如件、

奉

丙
十二月十八日(北条氏照朱印)

品川

百姓中

問「三」(近世)次のA・B二問に答えよ。

A 左の史料は、藩の事業として『ヅーフ・ハルマ』の増訂・出版を意図した佐久間象山が、嘉永二(一八四九)年二月に松代藩主へ宛てた上書である。これを読んで設問に答えよ。

畢竟彼の学ぶ所は其要を得、是の学ぶ所は其要を得ず、高遠空疎の談に溺れ、訓詁・考証の末に流れ候て、其間一、二有用の学に志し候ものありといへども、一体万物の窮理其実を失ひ候国風にて、其論じ候事と行ひ候事と相背馳し候風誼に候故、人材を拵び候趣法を論じ候ひ乍ら、賢者・能者下位に居り、愚者・不肖者国柄を執り候弊を救はず、国を富し兵を強くするの策を立候へども、国の遺利を興して有用に供し、時変に達して兵制を改むることを知らず、火技ありといへども、昔の陋習に泥みて新得の妙術を講究せず、船艦の制、其不便なる事知者を待たずして知れたる事に候へども、改正するすべをも知らず、惟只臆己の国のみよき事に心得、外国といへばひたもの輕視し候て、夷狄蛮貊と賤しめ、彼の実事に熟練し、国利をも興し、兵力をおも盛にし、火技に妙に、航海に巧なる事、遙に自国の上に出でたるを知らず居候故に、一旦イギリスと乱を構ふるに及で、大敗を引出し、恥辱を全世界に贖し、大に古昔聖賢の体面を破り候事に御座候。本邦とても四辺皆海にて、外寇の来り候はむは、いつをはかられざる事にて、(中略)、防禦の策は、清朝の覆轍を鑑みて、兵法に申所の彼を知り己を知るの義を勉め度事に奉存候。実に彼を知り己を知る上ならでは、防禦の略も立難く、仮令其略立候ても、真の用を成しがたく、被存候。然る所、彼を知り候には、彼方の詞に通じ、彼の方の技術を尽して、始めてその実を得候事に御座候。彼学科の多き、少人数のよく尽す所に無之、其上外寇の防ぎは本邦全国に係り、天下皆共に力を合せ可申事にて、大国の諸侯と雖も、一家両家の力に及ぶ所に無御座候。然れば、当今ハルマ御開板、天下に公行御座候時は、洋学に志し候もの大に助けを得、彼方の技術も是に因て大に開け可申、然る時には御自国の内は勿論、天下にも彼を知り候もの多く、防禦の策も自然に其方を得可申候。則天下後世洪大の嘉慶を仰ぎ、又朝家へ対され候ても、一廉の御忠勤たるべく候。

設問(1) 佐久間象山が、アヘン戦争における清の敗因をどのように考えていたのか、そして日本がどのような対応をとるべきであると考えていたのか、内容をまとめなさい。

(2) 幕末期に至るまでの、西洋の軍事科学導入と軍制改革について、知るところを述べよ。

二〇二六年度

早稲田大学大学院文学研究科

入学試験問題

【修士課程】

専門科目

日本史学コース

※解答は別紙（縦・横書）

B 左の史料（高嶋流砲術傳來卷）を読んで設問に答えよ。

「落款」

高嶋流砲術傳來卷

抑火砲之授受

皇朝所其由久遠矣

後奈良帝御宇天文十二年八月二十五日西洋之地波爾杜尾爾國商舶携鳥銃来於大隅國種子島以傳島主時堯也大煩者

正親町帝天正四丙子年蠻舶抵豊後國貽以大煩二門大友宗麟依之大小銃礮其傳遂廣諸列至方今而區別流派倍許多也、嘗有流祖之父高嶋茂紀物師坂本俊豈者荻野流礮術究其蘊奧矣、蓋俊豈者荻野流礮術中興之巨擘也、流祖茂敦隨父學此術以授與門弟子焉然此技有未盡其善故在長崎歷遊人巧此技則就之而索搜練磨略雖得諸流秘訣皆大同小異而實理少虛花多師患之久矣然後天保年中長崎来舶之阿蘭陀人在此術精妙者流祖□然即學和蘭陀及拂即察之火砲陳制合古今所修是髓能而號高嶋流其實用猛烈不可此他技也、足下執心因不淺流義傳來之一卷令相傳畢、他日有同志嗜好如足下者復宜以盟約相授之者也、

高嶋流開基

高寫四郎太夫

源茂敦

村上財右工門

源範致

長尾濱右工門

興達（花押）

元治元甲子年 「落款」 「朱印」

十一月吉日

波多野卜郎右工門

清興（花押）

「落款」 「朱印」

細谷彌七郎殿

（注）礮：いしゆみ。いしはじき。

（1）傍線部を現代日本語に訳しなさい。

（2）この史料が伝える時代の銃砲技術の展開について、知るところを述べよ。

問題「四」（近・現代）

左のA・B二問に答えよ。

A 次の語句を用いて、近現代日本の議会政治と政党との関係について、一二〇〇字程度で記しなさい。

※語句の配列は順不同である。答案中の指定語句には傍線をつけること。

市川房枝 尾崎行雄 議院内閣制 貴族院

桂園時代 経世会 憲政の常道 元老

個人後援会 自治党 選挙干渉 大正デモクラシー

大成会 超然主義 都筑馨六 日本社会党

B 次の史料を読んで、設問に答えなさい。

五月二十一日 水曜

午前七時頃起床。九時前台町に立寄り、倫敦の経過に付大略を咄し、了解を得。

十一時過登閣。夫より軍縮経過に付概要報告。

二時過出省。加藤軍令部長と二十分間位会談。彼は先頃の政府の施為は大権干犯なり、少くも大権干犯を目的とするものなりと云ふ如く論鋒を剛化しあり。但し四月一日朝浜口首相との会見前、彼は何も発言せざるべしと岡田大将に約し、又は或は欠席せんと誓ひ居りながら、当朝に至り岡田大将の穩当なる挨拶の次に、用兵作戰上の見地よりは同意出来ずと言ひ、重ねて用兵作戰の見地よりはと言へりと云ふ事、又議会の紛論迄は彼は大権干犯と云ふ如き議論は一向為しあざりし事は、遺憾ながら彼の論理の一貫を疑はざるを得ざらしむ。

午後五時半頃より東郷元帥を訪ひ、倫敦経過を御咄す。始峻烈なりしも、後大凡了解に達せられたるを感じたり。

五月二十四日 土曜

九時出門。高輪方面宮家に伺候の後、散髪。

登省。原田男来訪。正午前官邸に於て次官、軍務局長、人事局長より、加藤大将の辞表なるものに関する研究の結果を聞く。岡田大将も立会。同大将に一応穩便に説伏方を依頼す。

二時過總理を訪ひ、統帥権問題に関する意見は第五十八議會当時の政府の議會に説明せるものと同様なる事の確言を得。又回訓案発當時、軍令部長は作戰用兵上よりは反対なりと言ひたるも、夫は独り言とも見るべきものにて、閣議に付する事を反対せざる事則ち黙認と予は認る旨を語り、

(卷末補記)

此点に就ても總理の同意を得たり。

三時頃三浦博士来訪。厚意に依り受診。気管枝の少し残り居る事、肝臓の少く大なる事咄あり。

左近司中将来訪。本日東郷元帥に説明の状況咄あり。黒潮会員十二名来り会見す。

五月二十五日 日曜

午前熊崎良、佐藤男父子、町田経宇氏等来訪。

午後二時頃より官邸に赴き、岡田大将を引見。今朝加藤軍令部長の体度少々緩和の感あるを聞き、統帥権原則作用の事を軍事参議官會議あたりにて奏上する(口演)事の如き案を立るは可ならざるや、を直覚す。末次軍令部次長を招き、四時より七時過迄熱心に交話。可なり愉快を覚ふ。

八時帰邸、晩食。松方乙彦氏の来訪を受く。

五月二十六日 月曜

朝山之内一次氏来訪。

十時参内、拝謁。軍縮會議に付大要を奏上す。最力強き御声にて、御苦勞であつた、今後批准の出来る様努力せよとの御誼あり。謹で御請申上げますと奉答、退下す。

参内前次官、軍務局長を招き、統帥権問題解決に関する方法、希望を告げ、起案を命ず。

正午久邇宮邦英王殿下の御成年式の為の午餐に参列す。終て官邸に入り、次官、軍務局長等と相談す。

六時過帰邸。本夜、留守中の家政を聞く。

五月二十七日 火曜

十時登閣。首相並二、三閣僚と会談の後、水交社に赴き祭典に列し、陛下を迎へ奉り紀念宴会。次で天覧相撲。宮城、官邸に御礼参入。帰途官邸に入り、次官、軍務局長等と会談。

都城市長より来電。

閣下が大任を終へ帰朝せられしに依り、本日折願成就の祭典を行ひ祝賀会を開催し、御健康を祈る。

都城市長

五月二十九日 木曜

九時前官邸に入り、加藤部長と会見。海軍省起案の覚書を示し、略ぼ了解を得たるを以て、十一時より軍事参議官会合を行ふ事とし、十一時より伏見宮、東郷元帥、岡田大将、加藤軍令部長来会。予の挨拶の後、東郷元帥の峻烈なる咄あり。次で加藤部長より数時間に渉る議論あり。岡田大将は温健なる議論を立て、午後五時に至り予の提出せる覚書案に略ぼ決定、散会。

然るに後に至り軍令部より文句に付異議出づ。文章は終に未決の儘明日に持越す。

(卷末補記)

但し予は、予の方の案を會議の希望に基き削り正せるものを決定案とする事に決したる事を、部長に告げしめおけり。

五月三十日 金曜

朝古賀副官来邸。昨夜岡田大将と会見の結果、岡田氏は、最後案の冒頭に在る「海軍大臣が」なる五字は極めて必要にして削除すべからざるものなる旨、又原案に全然同意なる旨語れり、と報告す。

九時半頃登省。次官以下と語り、次で登閣。

先づ首相、外相と別室にて懇談。昨日の始末要点を語り、回訓案決定に軍令部長の同意(完全ならざるも、少くも黙認)を得たるものとし、又同意せしむべきものとし、今後進むを要する事を堅く誓ひ、書類を示し手交す。

閣議には暫く詳細の報告を控へ、只海軍丈の事を語りたるにて、政治又は憲法解釈には毫も触れざりし事、軍令部長と政府は直接交渉すべきものに非る事等を語り、了解を求めたり。(あとにいつ)

〔設問〕

問1 この日記が書かれた年を西暦で記しなさい。

問2 この日記を書いた人物を記しなさい。

問3 傍線Aについてその内容を二〇〇字程度で述べなさい。

問4 傍線Bについてその内容を二〇〇字程度で述べなさい。

問5 傍線Cの人物を記し、そのその人物について知るところを二〇〇字程度で記しなさい。

問6 この史料の内容を同時代の国際情勢と関連させて三〇〇字程度で論じなさい。

——これより先の余白には絶対に記入しないこと——

(次頁へ続く)

———ここから記入すること———

(裏へ続く)

——これより先の余白には絶対に記入しないこと——

(次頁へ続く)

—ここから記入すること—

(裏へ続く)

——これより先の余白には絶対に記入しないこと——